

介護保険 主治医意見書作成料請求書

令和			年			月分
保険者番号	3	3	2	0	2	3

被 保 険 者	被保険者番号										
	フリガナ氏名										
	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和						性別	1. 男 2. 女		
	年		月		日						

請 求 医 療 機 関	事業所番号											
	事業所名称											
	所在地	〒				-						
		電話番号										

作成依頼日	令和			年			月			日	依頼番号	※ 保 険 者 確 認										
意見書作成日	令和			年			月			日	意見書送付日		令和				年			月		

意見書作成料	種別	1. 在宅 2. 施設		1. 新規 2. 継続		金額						円
--------	----	-------------	--	-------------	--	----	--	--	--	--	--	---

診 断 ・ 検 査 費 用	内 訳	点 数	摘 要																					
	診 断																							
検 査	胸部単純X線撮影																							
	血液一般検査																							
	血液化学検査																							
	尿中一般物質定性・半定量検査																							
	合 計												点数合計 × 10円											円

請 求 額	意見書料(A)												円
	診断・検査費用(B)												円
	消費税												円
	合計												円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続(更新・変更)申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定申請を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性半定量検査